

6 . 資産運用規程

平成 1 3 年 1 1 月 3 0 日制定

平成 2 2 年 1 2 月 7 日改定

1 . 投資限度

資産ごとの投資限度については、以下の様な運用資産に対する比率をガイドラインとする。

	資産区分	投資限度 (%)
A	国債 地方債 政府保証債	7 0
B	金融債 普通社債	4 0
C	円建外債	2 0
D	転換社債	1 0
E	定期郵便貯金 定期預金 円建 CD,CP	3 0

(注) 上記の資産区分以外のものについては、別途理事長と協議し指示を受ける。

2 . 株式

- (1) 株式での運用は行なわない。
- (2) 転換社債の転換権の行使は原則、行なわない。

3 . 格付

- (1) 金融債、普通社債、転換社債
海外の格付機関を含む複数の格付機関から A 格以上を取得している債券。
- (2) 定期預金
原則的に定期預金は、それぞれの銀行が預金格付、長期債格付等で BBB 格以上を取得している金融機関。
- (3) 円建 CD,CP
原則的に円建 CD,CP は預金格付、短期債格付が A 2 格以上を取得している金融機関。

4 . 同一発行体限度

- (1) 総資産の 1 0 % 程度とし、分散投資に努める。(国債、地方債、政府保証債を除く)

5 . 流通性と長短のバランス

運用資産については、その流通性を考慮する。また、年限については長短バランスを考慮する。

6 . 額面超過分

購入時の価格が額面を超過している場合は、その超過分の累計が、当期の運用財産で償却できる額を限度とする。

7. 外国債券

- (1) 外国債券は円建のものとし、原則、事業債は対象外とする。
- (2) 格付は、償還または満期までの年限に関わらず前記3と同様に、海外の格付機関を含む複数の格付機関からA格以上を取得していることを条件とする。
- (3) 運用残高は前記1のとおり常時総資産の20%以下とする。
- (4) 1国当たりの運用残高は常時運用資産の10%以内または1億円以内のいずれか少ない方を限度とする。

8. その他

- (1) 発行体、預金先が東急グループ会社である場合は、格付、運用資産に対する比率は個別に理事長と協議し指示を受ける。
- (2) 格付引き下げにより、基準に合わなくなった銘柄については速やかに、理事長と協議し指示を受ける。